



埼玉県報

第 2 5 6 1 号
平成 2 6 年 1 月 2 1 日
火 曜 日

目 次

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [本庄都市計画本庄新都心土地区画整理事業に係る事後調査書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [大里用水土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分\(建設管理課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(建築安全課\)](#)
- [県道青梅飯能線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道青梅飯能線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第七十六号

平成二十六年一月十七日に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七百七十九条第一項の規定により専決処分した平成二十五年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を、次のとおり公表する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成25年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,685,741,110千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		745,148	140,220	885,368
	1 繰越金	745,148	140,220	885,368
歳入合計		1,685,600,890	140,220	1,685,741,110

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		88,172,907	140,220	88,313,127
	7 選挙費	2,504,509	140,220	2,644,729
歳出合計		1,685,600,890	140,220	1,685,741,110

告 示

埼玉県告示第七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人心の子育て支援ハッピーマザー
- 三 代表者の氏名
友永 幸子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市小谷二千九十八番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子育てに関する様々な問題や不安を抱えた保護者に対し、精神的にサポートすることで、子の安全と安心を守り健やかな成長を促し、また、そのために必要な知識を学び合うことで保護者自身の子育てに対する意識の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さやま生涯学習をすすめる市民の会

三 代表者の氏名

藤原 俊昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市中央一丁目二十三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、「学び」をキーワードに、狭山市内で活動する個人や団体のネットワーク化と支援を一層進め、市民が元気でいきいきと活動できるまち「生涯学習都市さやま」の実現を進める。

併せて、この法人は、市民が自主的且つ円滑に生涯学習活動に取り組めるように、行政や学校、企業、団体と連携して、狭山市の生涯学習を普及、推進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、埼玉県から本庄市の区域内において行われた本庄都市計画本庄新都心土地区画整理事業に係る事後調査書（工事中）の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

本庄市拠点整備推進課

深谷市都市計画課

美里町建設環境課

上里町まち整備環境課

二 縦覧の期間

平成二十六年一月二十一日（火）から同年二月二十一日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

告 示

埼玉県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、大里用水利地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成二十六年一月十六日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十六年一月二十三日から

平成二十六年二月二十一日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所

行田市役所

深谷市役所

埼玉県告示第八十一号

告 示

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十六年一月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
林山組	埼玉県熊谷市中奈良二 三一〇番地三	菊地 國男	埼玉県知事許可 （般 二一） 第五九五〇七号
有限会社グリーン ンスペース	埼玉県秩父市日野田町 二丁目二三番六号	佐藤 洋	埼玉県知事許可 （般 二〇） 第五八七七二号
有限会社ダイナ 店装	埼玉県上尾市浅間台二 丁目二一番地一九	大内 修	埼玉県知事許可 （般 二一） 第五九二九五号
有限会社宮葉建 装	埼玉県新座市野寺五丁 目三番三七号サニープ レスキャッスルA棟一 〇八号室	千葉 絵美	埼玉県知事許可 （般 二一） 第六四三四一号
有限会社浜田設 備	埼玉県八潮市中央一丁 目一八番地五グリーン パーク第五八潮一〇一 号室	濱田 康昭	埼玉県知事許可 （般 二一） 第五四四八六号
有限会社渡辺土 建	埼玉県八潮市大曾根五 一八番地一	渡邊 明男	埼玉県知事許可 （般 二一） 第五八九〇四号
有限会社フォレ ストーン	埼玉県三郷市早稲田六 丁目二〇番地一四	立石 俊之	埼玉県知事許可 （般 二一） 第五六七七三号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
三橋建設工業株式会社	埼玉県三郷市三郷一丁目二五番一	橋本 亜信	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六四八七二号
有限会社重信建業	埼玉県坂戸市大字欠ノ上六八番地六	重信 龍一	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六三三三五号
株式会社アーバンハウス	埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘一丁目六番地五	岩野 幸男	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六三九四一号
北日本産業	埼玉県入間郡毛呂山町大字阿諏訪三二番地一	赤根 博幸	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六五〇〇三号
長谷川工務店	埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷五五八番地三	長谷川 善一	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六四二一九号
市原鉄筋	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷五六七番地二	市原 慎二	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六四七八〇号
有限会社大和建設	埼玉県比企郡吉見町大字谷口一二六番地	石森 都	埼玉県知事許可 (般 二二一) 第六四八五六号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十五年埼玉県告示第千六百五十二号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告示

埼玉県告示第八十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十六年 二月十三日午 前九時三十分	株式会社魚野 開発	代表取締役 切上 英二	埼玉県川口市桜町 一丁目十四番十三 号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 青梅飯能線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	飯能市茜台一丁目三番一地先 ら飯能市茜台一丁目三番一地先	区 間
二五・二五 六二・七〇	二五・六五 六一・五五	敷地の幅員 (メートル)
一〇一・三四		延長 (メートル)
	土地区画整理事業に 伴う道路整備	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>県道青梅飯能線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>飯能市茜台一丁目三番一地先から 飯能市茜台一丁目三番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年二月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一〇一・三四 メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十二月二十日

指令越建セ第二五〇〇四九一号

二 検査済証番号

平成二十六年一月十六日

越建セ第四七三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田一丁目千六百九十番、千六百九十一番、千六百九十

二番、千六百九十三番、千六百九十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業 代表取締役 兼井雅史

告示

埼玉県選管告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社ユニマツトそよ風 介護付有料老人ホーム さいたまケアコミュニティそよ風	埼玉県さいたま市緑区道祖土一丁目七番三十九号